

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・国民年金に関する事務ではシステムの保守について外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	本事務は国民年金法に基づいた、届書の受理・報告、裁定請求の受理、障害基礎年金請求等の受理、保険料免除、学生納付特例に係る届書、申請の受理、その他の法定受託事務である。 特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得関係届 ②免除等申請関係手続（継続免除・生活扶助受給者等の法定免除） ③老齢基礎年金の請求 ④障害基礎年金の請求、受給者の現況届 ⑤遺族基礎年金の請求 ⑥特別障害給付金の請求 ⑦老齢福祉年金の請求 ⑧年金生活者支援給付金の請求 ⑨未支給年金の請求 ⑩寡婦年金の請求 ⑪死亡一時金の請求
③システムの名称	(1)国民年金システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)国民年金被保険者ファイル (2)老齢福祉年金受給者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○番号法第9条第1項別表 項番46、116、128 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 項番73、156

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市市民環境福祉部 市民課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8154
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民年金システムへのアクセスについては担当部署に所属する職員のみ限定しており、不必要な情報を付与しないことで目的外使用対策を行っている。さらに、パスワードと生体認証によってシステムへのログインを限定し、適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	I－3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31項	「番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第24条の2」を追加	事後	法令改正のため
平成29年9月15日	I－5.－②所属長	市民課長 清水 隆	市民課長 川村 直孝	事後	人事異動
令和1年5月14日	I－5.－②所属長の役職名	市民課長 川村 直孝	市民課長	事後	様式変更のため
令和1年5月14日	Ⅵリスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更のため
令和2年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年5月21日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和2年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年6月22日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和3年7月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の47,48,49,50の項	番号法第19条8号、別表第二の47,48,49,50の項	事後	令和3年度番号利用法改正に伴う引用条文の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号利用法第9条第1項、別表第一の第31項 番号利用法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第24条の2	○番号法第9条第1項別表 項番46, 116, 128 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号利用法第19条8号、別表第二の47,48,49,50の項	○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 項番73、156	事後	
令和7年12月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	環境生活部 市民課	市民環境福祉部 市民課	事後	機構改革
令和8年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大田市環境生活部 市民課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel0854-83-8154	大田市市民環境福祉部 市民課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel0854-83-8154	事後	機構改革
令和8年7月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	